仕　様　書

１　件名

災害対策本部用パソコン機器等賃貸借

２　概要

本調達は、災害対策本部で使用するパソコン機器等について、新たに調達するものである。

３　納入場所

甲府市役所本庁舎　４階　防災企画課

４　賃貸借期間

令和８年２月１日から令和１３年１月３１日まで（６０ヶ月）

５　機器等構成

別紙１のとおり

６　機器の搬入・設置・調整等作業

⑴　機器の搬入・設置・調整等作業にあたっては、事故等が発生することがないように細心の注意を払って作業し、梱包材等は落札者の責任において持ち帰り、処分等すること。

⑵　設置後の機器等の動作確認、総合調整を行った上で納入すること。

⑶　納入にあたり、各種の届出等が必要な場合は、落札者の責任において納入前に完了しておくこと。ただし、やむを得ない場合は、事前に甲府市に申し出て指示に従うこと。

７　機器等の保守

賃貸借開始日より最低５年間、通常の利用状況において発生した故障等については無償で修理を行うこと。なお、設置作業期間中に発生した故障についても、無償で修理を行うこと。

８　その他

⑴　納入機器等の説明書等は、関係図書綴りを２部作成し、保証書は全てをファイルに綴じ提出すること。

⑵　納入機器等は別紙１の機器仕様ごとに同一であること。

⑶　納入機器等は一括で納入すること。

⑷　納入機器等は賃貸借期間終了後の再リースに対応できること。

9　留意事項等

⑴　落札者決定後、速やかに本調達に係る全ての納入機器等一覧表を、任意の書面で提出すること。

⑵　落札者決定後、速やかに本調達に係る納入機器等の保守体制、サポート内容・方法等を、任意の書面で提出すること。

⑶　賃貸借期間中の機器等については、落札者所定の損害保険に付するものとし、その費用を落札者が負担すること。その損害保険は、「飲み物こぼし事故」、「破損事故」等の過失や偶然の事故等も保険の対象となるものであること。

⑷　賃貸借期間満了後、本契約機器等の返却に係る費用は落札者が負担すること。

⑸　本仕様に係わる全ての費用（本調達機器等の搬入・設置・調整、技術支援、完成図書作成及び既設機器等の撤去・データ消去等）が契約額に含まれること。

⑹　本契約締結後、借入期間中に本調達機器等の拡張を行う必要が生じ、拡張部分を落札者との随意契約によって調達する場合は、当該拡張部分の機器等の調達価格が今回の調達価格と比較して妥当なものであること。なお、当該拡張部分の仕様が本調達仕様と同様な場合には、今回の調達価格を超えないこと。（機器等の拡張については、現時点で確定しているものではない。）

⑺　本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約を解除する。